

判決要約目録 (2003年掲載分)

特・実 侵害訴訟

分類	条文	概要	要件	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード		
侵害	102①	特許発明「生海苔の異物分離除去装置」に基づく特許権侵害差止等請求を認容した		平12(ワ)14499号 平14. 6. 27	1-1	損害額 販売数量		
	民法703・709, 民訴114①	特許発明「生理活性物質測定法」に係る特許権(又は仮保護の権利)に基づいた損害賠償請求及び不当利得返還請求が一部認容されたが、前訴の判決理由中の判断について既判力に類似する拘束力は生じないと判示された		平11(ワ)10931号 平14. 9. 19	5-2	前訴判決の信義則上の拘束力, 判決理由中の判断		
	29②, 70, 102①	指名競争入札の指名業者でなくとも, 入札制度前に納品していた実績が認められて, 特許法102条1項により損害額が認定された		平13(ワ)16820号 平14. 10. 9	7-1	侵害品と特許実施品との間の相互補充関係(102条1項)		
	102①, 104, 民訴157①	15億円を超える損害賠償額が認容された		平12(ネ)2645号 平14. 10. 31	7-3	時期に遅れた攻撃防御方法 限界利益		
非侵害	技術的範囲	29②	審決の判断とは異なり, 本件発明の「消去」には, メモリにデータを残す場合とデータを残さない場合とが含まれるとして原告の主張を退けた		平12(行ケ)393号 平14. 6. 13	1-6	データを有効登録範囲から除外し, その結果, …データを消去する消去手段, 当業者ではない裁判	
		70	本件発明「使い捨てブリーフの製造方法と製造装置」に関する特許権について損害賠償等請求が棄却された		平13(ワ)2702号 平14. 7. 23	2-12	技術的範囲 間接侵害	
		70	無効審決不成立の特許の権利範囲がクレームの文言に従って判断され, 被告製品, 被告製法は本件発明と均等でないとされた		平12(ワ)22926号 平14. 7. 19	3-1	出願審査経緯 権利解釈	
		準特70①, 実28, 民訴157①, 143①	被告製品は原告の登録実用新案の技術的範囲に属しない, として原判決が維持された		平14(ネ)1053号 (原審:東地平12(ワ)22731号) 平14. 9. 30	3-10	PCストランド 登録実用新案の技術的範囲 間接侵害 時機に遅れた攻撃方法 著しく訴訟手続きを遅滞させる訴えの変更	
		70, 意24	本件特許(インサート器具)に関する差止等請求が棄却され, 本件意匠(コンクリート構築物用埋込み具)に関する差止等請求が容認された		平13(ワ)27381号 平14. 9. 27	4-2	テーパの語義	
		70, 29②	2つの特許権に基づく差止請求等につき, 文言非侵害と明白無効の各理由により原告の主張を退けた		平12(ワ)6610号 平14. 9. 27	5-5	「発明の詳細な説明」欄の参酌, 明白な無効理由による権利濫用	
		70①②	本件特許権「モルタル打設装置」についての特許権侵害を理由に, 被告製品の差止等を求めたが, 技術的範囲に属しないとされた事例		平13(ワ)9613号 平14. 8. 27	6-1	特許権侵害, 技術的範囲, 発明の詳細な説明, 技術思想	
		101・123・126	本件特許権「給水システム」に関する特許権侵害差止請求事件について原告の請求が棄却された		平12(ワ)8545号 平14. 8. 29	6-5	間接侵害, 権利濫用, 訂正未確定, 明白な無効理由	
		70①	均等を主張している構成要素が本質的部分であるとして均等論の適用を否定した事例		平14(ワ)8839号 平15. 1. 30	10-2	均等論, 本質的部分, 意識的除外	
		70	特許請求の範囲に記載する「上面を開閉可能に構成」とは, 上面開口部を閉じる構成(蓋状の部材)を備えていることが要件であると解すべきであるが, 被告物件はその構成を有しないから技術的範囲に属するとはいえないとされた事例		平14(ワ)5493号 平15. 1. 30	11-1	70条2項	
		70, 民703	オーディオ情報やビデオ情報を記録した円板状記録担体に関する特許権に基づく不当利得返還請求を棄却した		平14(ワ)2774号 平14. 3. 26	11-8	特許発明の技術的範囲 識別信号	
		その他	70・78	特許権侵害による損害賠償請求が棄却された		平12(ワ)3563号 平14. 6. 25	1-7	パテントプール 実施契約の終了
			29②, 123①	本件特許権「焼結軸受材の製造法」についての特許権侵害を理由に, 被告製品の製造, 販売等の差止等を求めたが, 無効理由があるとして権利濫用とされた		平13(ワ)8137号 平14. 7. 31	4-6	特許権侵害, 無効理由, 権利濫用
29①-3, ②, 101①, 123①-2	本件特許権1及び2(発明の名称を何れも「コンクリート埋設物」という)に関する第1及び第2事件が何れも権利の濫用であるとして棄却された			平13(ワ)831, 6097号 平14. 8. 27特許権侵害差止請求事件	6-7	権利の濫用, 無効理由の除去, 分割出願		
実2①, 3①	被告が実施する「資金別貸借対照表」は, 原告が有する実用新案権を侵害しないとして, 原告の請求を棄却した			平14(ワ)5502号 平15. 1. 20	9-1	自然法則の利用, 紙せん, 明らかな無効理由の存在, ビジネスモデル特許		

非侵害	その他	平12.4.11 最高裁判決, 123①-2, 29①-3	本件発明「エアフィルタ装置」と「フィルタエレメント」に関する特許権について侵害差止等請求が棄却された事例	平13(ワ)15276号 平15. 3. 12	12-2	権利の濫用 無効理由の明白性
-----	-----	--	--	----------------------------	------	-------------------

特・実 審決取消訴訟

分類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
進歩性関連	29②, 113②	本件発明「光ディスク用ポリカーボネート成形材料」に対する異議決定が支持された異議決定取消請求事件	平11(行ケ)437号 平14. 6. 11	2-9	プロダクト・バイ・プロセス・クレーム
	29②	「オイルダンパを用いた鍵盤蓋開閉装置」に関する特許を取消した異議決定が維持された	平12(行ケ)426号 平14. 9. 24	3-9	推考容易, 動機付け, 添付図面, 明細書の記載
	29②, 113条 ①-2, 114②	本件特許「真空処理装置用搬送システム」に関する特許取消決定取消請求事件について原告の請求が棄却された	平13(行ケ)58号 平14. 9. 17	4-4	特許異議申立て 訂正請求 進歩性
	29②	「病態モデル動物の作製方法」に対する拒絶査定を維持する審決が支持された	平12(行ケ)404号 平14. 12. 26	8-1	引用発明との一致点・相違点, 具体的条件, 発明が未完成, 当業者
	29②	出願発明に至ることが当業者にとって容易であれば, 出願発明の構成に至る動機となる課題が何であるかは問題になり得ないとして, 進歩性を否定した審決が支持された	平14(行ケ)58号 平15. 2. 27	10-4	構成自体に想到することの容易性, 進歩性, 発明の構成, 動機, 課題
	29②	「半導体装置」に対する無効審決が維持された	平13(行ケ)270号 平15. 3. 27	11-2	信義則, 禁反言, 補強的資料, 相違の看過
	29②	訂正された本件発明は進歩性がないとした異議の決定が取り消された	平13(行ケ)64号 平15. 3. 24	12-1	進歩性, 構成の組合せが不特定の引例, 発明阻害を示唆する引例
	実3②, 37条①-2	本件考案「ストレッチフィルムによるトレイ包装体」に関する無効審判の審決取消請求事件について原告の請求が認容された	平13(行ケ)412号 平15. 4. 22	12-3	登録無効 進歩性 容易想到性
その他	行訴33①, 特29②	審決取消の確定判決は, 判決主文の結論が導き出されるのに必要な事実認定等に対しても, その拘束力が及ぶとした	平13(行ケ)79号 平14. 7. 9	1-5	審決を取消した確定判決の拘束力
	126③, 29②	本件発明「光ディスク用ポリカーボネート成形材料」に関する訂正審判事件について, 審判の請求は成り立たないとした審決が支持された審決取消請求事件	平13(行ケ)84号 平14. 6. 11	2-8	プロダクト・バイ・プロセス・クレーム
	123①-6	元従業員から原告会社への特許を受ける権利の譲渡がなかったとして, 冒認出願により無効とした審決が取り消された	平12(行ケ)336号 平14. 3. 12	2-11	冒認出願, 特許を受ける権利, 職務発明, 譲渡, 放電加工液
	44①, 新法17の 2①-1, 53①	旧法(平成5年改正前の特許法)下における原出願を, 新法(平成6年改正後の特許法)施行後に分割した分割出願に関し, 分割後に審査段階で行った補正に対する補正却下は, 法に基づかない違法なものであり, 補正は有効である。従って, 補正後の内容に基づいて要旨認定していない審決には瑕疵があるとして, 拒絶審決が取り消された	平13(行ケ)134号 平14. 11. 20	8-4	分割出願, 同一, 補正却下, 旧法, 新法, 違法, 無効
	旧特122 (昭和60 法律41), 旧特178 (昭和53 法律30)	拒絶査定不服審判係属中の明細書の補正が, 要旨変更として補正却下された決定が, 東京高裁で支持された	平13(行ケ)448号 平15. 1. 30	9-2	同時に実行する, 重複的に実行する期間がある, 同時に開始して実行する, 要旨変更, 補正却下
	29②	本願発明(光ディスク)の審決が取消された	平13(行ケ)12号 平15. 1. 30	9-5	光ディスク 同一の発明 多義的 立証責任
	29①柱書	発明未完成とした無効審決取消の請求が棄却された	平13(行ケ)219号 平15. 1. 29	9-6	化学物質発明の基準, 発明未完成, 有用性
	4①	本件発明「電気掃除機」に関して, 特許を取り消す旨の決定が取り消された(原告請求認容) 審決等取消訴訟事件	平13(行ケ)321号 平14. 12. 12	10-6	分割の要件 分割の基準となる明細書
	36④	本願発明(表面処理加工を行った金属の乾燥方法, 及び表面処理加工を行った金属の乾燥装置)の審決が維持された	平12(行ケ)500号 平15. 2. 27	11-4	実施可能要件, 実験成績証明書, 照射による酸素分子の分解
	旧特 36⑤⑥	特許請求の範囲に記載された「所定の箆打ち角」の用語が不明確であるとした拒絶審決を争った事件	平13(行ケ)346号 平15. 3. 13	11-7	特許請求の範囲の記載, 発明の詳細な説明の参酌
	29条①-2, 29②, 123①-2, 改正前 特131② 但書	本件発明「かき餅生地製造装置」に関する無効審判の審決取消請求事件について原告の請求が棄却された	平13(行ケ)264号 平15. 4. 10	12-4	差戻し審決に対する訴, 審判請求書の補正, 公然実施の判断基準, 進歩性, 人証

特・実 その他

分類	条文	概要	要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
職務発明の対価 他	108②, 112④, 112の2①	追納期間経過後の第4年分から第7年分の特許料納付書について、特許庁のした却下処分が適法と判断された		平13(行ウ)285号 平14. 6. 27	1-4	特許料納付, 追納期間, 責めに帰することができない理由
	29①, 49-6, 30-2, 123①-6	真の発明者の冒認者に対する移転登録請求が認められなかった		平13(ワ)13678号 平14. 7. 17	3-3	発明者 冒認出願 移転登録
	35③④	職務発明の対価の請求が認められた事件		平13(ワ)10442号 平14. 9. 10	4-3	職務発明 対価請求権
	35	職務発明であるとして研究者が元の会社に対して職務発明の対価を請求した(当該研究者が真の発明者であるか否かが争われた)		平13(ワ)7196号 平14. 8. 27	5-1	職務発明, 発明者
	77, 不競 2①-13	専用実施権に基づく差止請求権の不存在確認が認められなかった		平14(ワ)583号 平14. 9. 12	7-2	専用実施権許諾の範囲 下請
	35③	発明者に対する3,400万円を超える補償金の支払いが命じられた		平10(ワ)16832号, 平12(ワ)5572号 平14. 11. 29	7-4	職務発明 補償金 相当の対価

意匠 侵害

分類	条文	概要	要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
侵害	特70, 意24	本件特許(インサート器具)に関する差止等請求が棄却され, 本件意匠(コンクリート構築物用埋込み具)に関する差止等請求が容認された		平13(ワ)27381号 平14. 9. 27	4-2	テーパの語義
非侵害	3②, 48①-1, 不競2 ①-14	被告(反訴原告)らが製造販売する「クッキングシート」が原告(反訴被告)所有の意匠権に係る「せいろう用中敷き」とは類似せず, また原告が被告らの取引先に警告書を発送した行為は, 不正競争行為に該当するとして原告の請求を棄却した		平13(ワ)27317号, 平14(ワ)2980号 平14. 8. 22	2-2	意匠の類否 不正競争行為の有無
	3①-3, 48①-1	「バルブ」を製造販売している被告に対し, 「バルブ用筐体」に係る登録意匠を有する意匠権者の損害賠償請求が棄却された		平13(ワ)1560号 平14. 6. 28	2-13	バルブ用筐体, バルブ, 無効理由, 権利濫用, 新規性
	3①-3, 29, 37	原審が行った本件登録意匠と被告製品の非類似認定を覆し, 両者の類似性を認めたが, 先行資料の信憑性をみとめ, それに基づくと, 本件登録意匠は無効理由を有し, その意匠権に基づく請求は権利の乱用となり, また, 被告製品には先使用による通常実施権が認められるとして, 原告の請求を棄却した		平14(ネ)4764号 平14. 12. 12	9-7	意匠の類否, 権利の乱用, 証明書, 先使用による通常 実施権
	48①-1, 3①-3	無効理由が明らかであり, 意匠権の行使は権利濫用に当たるとの原審の判断が支持された		平14(ネ)4093号 平15. 2. 25	10-3	カタログの写真, 新規性 権利濫用, 意匠の類似

意匠 審決取消訴訟

分類	条文	概要	要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
	3①-3	登録実用新案公報に記載された図面中の「防獣フェンス構造体」の構成部品である「防獣フェンス」の意匠と類似するとして審決が支持された		平14(行ケ)422号 平15. 2. 24	10-1	意匠の形態の認定, 意匠の類否

商標 侵害訴訟

分類	条文	概要	要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
侵害	37①-1	被告標章の使用により, 原告商標を付した商品との混同のおそれがあるので, 被告の行為は, 原告の商標権侵害に該当するとされた		平13(ワ)13758号 平14. 7. 31	3-8	商標の外観類似
	38①~③	商標権者たる原告の本件控訴を棄却し, 一審被告の本件付帯控訴に基づき, 一審被告が一審原告に支払う金額を減額するように変更する		平13(ネ)6316号 平14(ネ)1980号 平14. 9. 26	4-5	損害算定 代替関係
非侵害	37, 26①-1,2, 不競 2①-1,2, 12①-2	商標「Budweiser」の所有者が, その商標の由来するヨーロッパの地に所在する被告に対して, 「Budweiser」を含む表示の使用差し止めを求めた事案であり, 裁判所は, 商標非類似, 自己の名称, 権利の濫用の観点から請求を棄却した		平12(ワ)7930号 平14. 10. 15	5-7	商標の類似, 自己の名称, 権利の濫用, 不当利得

非 侵 害	2③, 25, 39, 特103, 民709, 関税67, 同施行令 59①-2	真正商品の並行輸入認容の規範定立を行いつつ、使用許諾契約の製造国及び下請の制限違反商品に対しては商標権侵害を認め、更に輸入業者の注意義務から過失推定は覆せないとした	平14(受)1100号 平15. 2. 27	7-6	商標権侵害、真正商品の並行輸入、実質的違法性、出所表示機能、品質保証機能、違法性阻却事由、使用許諾範囲外商品、製造国制限及び下請制限、損害賠償、輸入業者の注意義務、過失推定、関税法
-------	--	--	---------------------------	-----	--

商標 審決取消訴訟

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
拒絶・無効・異議	4①-8・15, 46①-1	商品「外郎」の登録商標「赤間外郎」は、商4条1項8・15号に該当しないとする無効審判の審決が維持された	平13(行ケ)552号 平14. 6. 27	1-2	他人の氏名等、出所混同、普通名称、無効審判
	4①-11, 46①-1	本件商標と時計で著名な「Ω」等の引用商標が類似しないとする無効審判の審決が指定商品の取引実情等を勘案し取消された	平14(行ケ)108号 平14. 6. 18	1-3	商標の類似、図形商標、商品の取引実情、無効審判
	4①-7, 46①	商標「野外科学 KJ 法」は、剽窃的であるとして商標法4条1項7号に該当するとした無効審決が高裁で維持された	平14(行ケ)94号 平14. 7. 16	1-9	公序良俗、剽窃、無効
	4①-7	スペイン生まれの超現実派の画家として有名な故「サルバトール・ダリ」との関係で、旧第3類の商品について登録を受けた「ダリ/DARI」の商標登録の無効が争われ、無効審判では否定されたが、取消訴訟では、商標法第4条第1項第7号に該当するとし、審決は取り消された	平13(行ケ)443号 平14. 7. 31	2-1	サルバトール・ダリ 綴り ラ行
	4①-7・8・ 15	商標法第4条第1項第8号において、会社の商号から組織形態の表示を除いた部分は、略称のうちでも著名度が低くてもよいとの原告の主張に対し、原告引用の略称の著名性は、「地下たび」の需要者に限定されており、同号の著名性要件を満たすことはないとした	平13(行ケ)387号 平14. 6. 26	2-3	周知性 略称 フリーライド
	3①-3, 3②	本願商標は、意匠的かつ特異な形状であり、審決の識別性判断が立体商標保護の趣旨を著しく逸脱するとした原告の請求が棄却された査定系審決取消請求事件	平13(行ケ)418号 平14. 7. 18	2-4	立体商標の機能又は美感と形状自体の特異性
	4①-10	一般にサービス業は地域密着型が多く、特に不動産業は特定の地域に根ざした業種であるから、その地域の周知があれば十分であり、商標法第1条第1項第10号の周知商標といえるとの原告主張を否定した	平13(行ケ)430号 平14. 6. 11	2-5	周知性 サービス業 不動産業
	4①-7, 46	被告事業の高い評価とその著名性を利用する意図をもって登録を受けた本件商標は、公序良俗に反し無効になるとして、審決取り消しを求めた原告の本訴請求が棄却された	平13(行ケ)529号 平14. 8. 29	3-4	他人事業の著名性と高い評価を認識、利用
	4①-11	商標「STORMYBLUE」に関する出願を、先登録商標「STOMY」及び「ストーミー/STORMY」を引用して拒絶した審決が、取り消された	平13(行ケ)77号 平13. 8. 29	3-6	STORMYBLUE、ストーミーブルー、ブルー、結合商標、インターネット
	4①-15・ 11・8・19	登録商標「OKI DOKI」に対する無効審判請求が成り立たないとした棄却審決が、「OKI」をハウスマークとする沖電気工業(株)の業務と混同するおそれがあるとして取り消された	平13(行ケ)539号 平14. 8. 27	3-7	OKI、周知、著名、混同
	4①-11	中央及びその両側の3つの図形部分からなる本件商標は、要部である中央の図形部分において、引用商標と、外観上及び観念上類似するから、その登録を無効とすべきである、とした審決が維持された	平13(行ケ)516号 平14. 9. 26	4-7	商標の要部、商標の類似
	4①-19, 46	本件出願には被告との関係で取引上の信義則に反するとして登録無効にした審決の取消しを求めた原告の請求が棄却された	平14(行ケ)97号 平14. 10. 8	7-5	「不正の目的」と周知性の対象
	4①-15, 43の3②	著名な「Polo」商標と出所混同するので、本件商標を取り消すとした異議決定が高裁で取り消された	平12(行ケ)430号 平14. 10. 30	8-2	出所混同、周知、著名、類似
	4①-10	周知商標の所有者が製造者か販売者かが争われた事例	平13(行ケ)453号 平14. 12. 25	8-5	周知商標の所有者、基本取引契約の解釈
4①-10, 46	引用商標の周知性に関し、請求人(被告)の「赤本印」の梅肉エキス等は、本件商標の登録出願時及び登録査定時に、取引者、需要者の間に広く認識されていたとする登録無効の審決が取消された	平14(行ケ)292号 平15. 1. 29	9-3	書籍の記載事実と本号の周知性推認	
そ の 他	50①, 行訴33①	不使用取消審判の取消審決に対する審決取消訴訟において、商標権者が登録商標の使用の事実を証明したか否かが争われ、判決が、その点について審決とは逆の判断を示して審決を取り消した後、再度の審判手続において、特許庁が当該取消訴訟の拘束力に従って、その点につき当該取消判決と同様の判断をし、その再度の審決が審決取消訴訟で維持された	平12(行ケ)413号 平14. 6. 19	2-6	不使用取消、差し戻し

そ の 他	50各項	登録商標「TOTAL ENGLISH」に対して商標不使用による取消審判を請求したが請求棄却となった事件につき、審判取消請求訴訟を請求したが同請求も棄却となった	平14(行ケ)43号 平14. 6. 20	2-7	登録商標の不使用取消審判、使用許諾契約、定期刊行物、雑誌、書籍
	50	指定役務の全部について不使用とした登録商標「Alcom」の取消し審決を取消した事件	平13(行ケ)530号 平15. 1. 22	10-5	不使用、商品、役務
	50	商品の包装箱に、二段書きの登録商標の上段部と下段部を別々の面に使用したが、社会通念上同一の商標の使用とされた事例	平14(行ケ)334号 平15. 2. 19	11-3	社会通念上同一の商標 不使用取消
	3①柱書、 4①-7	他人の会社の設立前に、その会社の商号の候補を知っていたという事情があっても、その商号を自己の商標として商標を出願した行為は、必ずしも商標法第4条1項7号に該当するとはいえず、また、出願時期と同じく業務を開始し、登録後においても継続して商標を使用している場合には、商標権の譲渡の申し出があったとしても、使用の意思を否定できないとされた事例	平14(行ケ)403号 平15. 3. 27	11-6	使用の意思 公序良俗 権利濫用

不正競争防止法

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード	
侵 害	2①-2, 3	被告名称及び被告商標は原告ら三菱グループ企業を表す著名な営業表示に類似し不正競争行為に該当するとし、同名称及び商標の使用差止め並びに損害賠償を求めた原告請求が認容された	平14(ワ)8104号 平14. 7. 18	3-5	グループ企業の営業表示 と不正競争行為	
	2①-7, 4, 民709, 419①, 505①, 商法514	売買代金支払拒絶を理由とする不法行為損害賠償請求権に対する不競法2条1項7号等違反損害賠償請求権を自働債権とする相殺抗弁が否定された	平14(ワ)162号 平14. 7. 30	5-4	営業秘密、損害賠償、秘密 保持義務違反、信義則違 反、不法行為、履行遅滞、 相殺、遅延損害金、商事法 定利息	
	2①-1, 5①	「JS」「RK」という表示が、流通用ハンガーにおける原告の周知な商品表示と認められ、不正競争防止法に基づく差止め及び損害賠償が認められた	平10(ワ)11572号 平14. 10. 22	6-4	商品表示、周知性、誤認混 同、利益の額	
	2①-13	控訴人ヒットユニオン(株)が、所有する登録商標を付した商品を並行輸入しようとした被控訴人に対し、偽造品であるので中止するように求めたことが不正競争防止法2条1項13号の虚偽の事実を告知したことに当たるとして被控訴人が損害賠償を請求した事件の控訴審判決で、一番の控訴人敗訴の部分が取り消された	平13(ネ)5931号 損害賠償請求控訴 事件 平14. 12. 24	9-4	並行輸入 真正商品 ラ イセンス契約 製造地域 制限条項 既判力 信義 則	
非 侵 害	不正競争行 為関連	2 1 ⑬, 民709	記者会見における発言が「虚偽」の事実の陳述にあたらないとされた	平13(ネ)4613号 平14. 6. 26	2-10	パチスロ機 虚偽事実
		2①-12・ 1・2	ドメイン名の使用差止請求権がないとされた	平13(ワ)12318号 平14. 7. 15	3-2	ドメイン 不正競争
		2①-1, 民709, 著21	被告行為は原告ソフトの表示画面の複製および翻案行為にも当たらず、不正競争行為も成立しないとされた	平13(ワ)16440号 平14. 9. 5	5-3	著作権、複製、翻案、周知 商品等表示、不正競争行 為、コンピューター、グルー プウェア
		2①-13, 4, 民709, 723	被控訴人の、控訴人の取引先に対する「特許侵害の告知」は、不正競争行為、及び不法行為に該当しないと認定された	平13(ネ)5555号 平14. 8. 29	5-6	不正競争行為、不法行為、 注意義務、違法性阻却
		2①-1・ -2, 著15①, 21, 27	退職者作成のゲームソフトに対する不競法2条1項1号、2号並びに著作権(複製権・翻案権)侵害の請求が棄却された	平13(ワ)15594号 平14. 11. 14	7-7	他人の商品等表示、周知・ 著名、表示画面の商品表示 性、商品等表示の類否、職 務著作、複製権侵害基準、 翻案権侵害基準
そ の 他	2①-1・2	原告の不競法に基づく請求に対して、被告は登録商標使用の抗弁をしたが、権利の濫用として認められなかった事案	平13(ワ)2721 平15. 2. 20	11-5	不競法2条1項1号、登録 商標使用の抗弁、権利濫用	

著作権法

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
侵 害	19①, 20①, 115, 民710	原著の改訂を無断で行った者に慰謝料の支払いを命じた原判決が維持された	平14(ネ)1254号 原審:横地 平11(ワ)2997号 平14. 7. 16	1-8	氏名表示権、同一性保持 権、名誉・声望、承諾を得 る責任の負担、教科書書籍
	2①-1・ -10の2, 21・23・27, 112①, 民 709, 民訴 248	ソフトウェアの著作権侵害とならない行為であっても民法の不法行為を構成するとし、民訴248条の損害額認定がおこなわれた	平12(ワ)2452号 平14. 7. 25	6-3	プログラム著作物、複製、 翻案、公衆送信、不法行為 責任、損害額認定

侵害	114①②, 民709	著作権法114条1項の「利益」とは、侵害者が当該複製物の販売によって得た現実の利益、即ち複製物の売上高から製造等に要した費用を控除した金額を意味するとして損害賠償金額を算定した	平13(ワ)22157号A 平14. 10. 31	6-6	複製権侵害、損害賠償、損害額立証、侵害者利益、利益算定	
非侵害	著作物性	21, 27, 不競 2①-3, 民709	PERSONAL INFORMATION MANAGEMENT (PIM) ソフトの複製権・翻案権侵害、形態模倣、不法行為に基づく損害賠償請求・差止請求が棄却された	平14(ワ)10893号 平15. 1. 28	8-3	著作権侵害、複製権・翻案権侵害判断基準、不正競争行為、形態模倣、不法行為
	その他	2①-12, 10①-9, 15②, 21, 65②, 76①, 77, 112①②, 113①-2, 114②, 117	本件ソフトウェアは被告の創作した著作物であるが、原告は契約に基づき9割の持ち分を有し、本件ソフトウェアの独占的販売権を有する。被告は本件著作権登録を抹消せよ。原告は、本件開発委託契約に基づき被告に対し残代金支払義務及びライセンス料支払義務を負う。	平11(ワ)965号 (著作権侵害差止等請求事件) 平11(ワ)13193号 (開発委託費等請求反訴事件) 平14. 8. 29	6-2	共同著作物、委託契約、独占的販売権、登録、ライセンス料

その他

分類	条文	概要	要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
	商4①-8, 著(実定法上の根拠なし)	パブリシティ権は人格権に根ざすもので、「競走馬の馬名・形態」には認められない、とした原判決が控訴審で維持された		平14(ネ)4931号 平14. 9. 12	4-1	パブリシティ権

From Editors

編集後記

今号の特集は能力担保研修についてであったわけですが、研修を受講する機会には恵まれなかったものの法律系出身の者として個人的な興味もあり、この特集にしました。

講師・受講生の所感ではそれぞれの立場における多大なご苦労を垣間見ることが出来ました。年末年始の忙しい中、原稿依頼を快諾して頂きありがとうございました。また、今回の特集に当たっては研修所の皆様にも大変なご尽力を頂きました。この場を借りて、厚くお礼申し上げます。(T.Y)

特定侵害訴訟代理業務試験を受けた私としては、不合格ならここに不合格体験記を記そうと思っていましたが、どうにかそれは逃れることができました。よかったあ。(Y.A)

よく電気は貯めておくことができないと言われる。でも少しならコンデンサーで貯めることができる。パテント誌の編集作業

業に参加していると、ただでさえ足りない時間がますます減っていく。少しでもいい、ヒマなときに時間を貯めておける時間コンデンサーが、どうしても欲しい！(て)

能力担保研修、私は受講しませんでした。受講生の方が書かれた原稿を読むと、やはり仕事と研修の両立は大変だったようです。効果確認試験も、言葉通り「研修の効果を確認するだけの試験」と思っていたら、受験生の約30%が不合格となる予想外に厳しい試験でした。能力担保研修を受講するかどうか、まだ決めていませんが、受講する場合はそれなりの覚悟が要りそうですね。

年末年始の多忙な折り、原稿の執筆を快く引き受けてくださった研修所並びに講師の先生方、受講生の皆様、本当にありがとうございました。(T.T)

次号予告【2004年4月号】

特集「改正法について〈平成16年改正〉」

今回の法改正では、特許異議申立制度が廃止されて特許無効審判に一本化されるなど、審判制度について大きな変更がありました。また、明細書の記載要件や、補正における新規事項加入の有無、出願の単一性の運用基準についても緩和されました。

今回の法改正で、実務上どのような点に注意しなければならないかについて解説します。